

川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域包括ケアシステム及び宮前区地域福祉計画の推進等にあたり、有識者等からの専門的な意見の聴取等を目的とする宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の開催について、必要な基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 区長は、前条の趣旨を遂行するため、次の各号に掲げる事項について、ネットワーク会議の委員に意見を求めるもののほか、区民への普及啓発及びその他必要と認める事項について、ネットワーク会議の委員と連携し推進するものとする。

- (1) 宮前区地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 宮前区地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 宮前区社会福祉協議会地域福祉活動計画との連携に関すること。
- (4) 地域包括ケアシステムの取組方法、体制づくりに関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 ネットワーク会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉・子ども関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (6) その他区長が特に認めた者

(会議の運営)

第4条 ネットワーク会議は、宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長（以下「所長」という。）が招集する。

2 ネットワーク会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 ネットワーク会議において、第2条の規定による目的を達成するため検討する事項は、委員相互の意見を尊重し、所長がこれを調整する。

（開催期間）

第5条 ネットワーク会議の開催期間は、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）、必要に応じて開催することとする。

（庶務）

第6条 ネットワーク会議の庶務は、宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱の廃止）

2 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱（17川宮地保第64号区長専決）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定中第6号を削り、第7号を第6号とする部分は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。